

令和7年度みえ福祉・介護フェア開催委託業務仕様書

1 事業目的

全国的に高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、後期高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれており、今後増大する介護ニーズに対応していくため、県内の介護従事者の確保が重要課題の一つとなっている。

本業務は、みえ福祉・介護フェアを開催するにより、将来の担い手となる若者をはじめ、県民に幅広く介護の魅力を発信することにより、介護に対するイメージアップを図り、介護従事者の確保につながることを目的としている。

2 事業実施期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

3 事業概要

11月11日の「介護の日」を契機として、多くの県民が介護に興味・関心を持ち、介護のイメージ向上を図り、介護従事者の確保につながるイベントを開催する。

(1) 開催時期及び場所

令和7年11月1日（土）、2日（日）、3日（祝・月）、8日（土）、9日（日）、15日（土）、16日（日）、22日（土）、23日（日）、24日（祝・月）のいずれかの日において、三重県内にて1回開催する。

開催時間については、13時～16時30分（3～4時間程度）を想定。

(2) 来場対象者

- ・高齢者を介護しているご家族や介護に関心のある方
- ・進路選択する段階にある中学生・高校生
- ・中学生・高校生を子どもに持つ親世代
- ・介護に興味・関心が薄い一般県民

※以上から、最適なターゲットを選定したうえで、訴求効果が高くなるように企画内容を提案すること。

(3) 内容

①メインイベントの実施

※みえ福祉・介護フェアの目玉となる集客が見込まれる実施内容（講演会、トークイベント、体験型イベントなど）を提案すること。

②介護団体のPRブースの設置（5ブース程度）

(4) 来場者の費用

来場者の参加費用は無料とする。

4 委託業務の内容

令和7年度みえ福祉・介護フェアの企画・運営にかかる下記業務を行う。

(1) タイトル及びテーマ

- ・来場対象者に効果的に訴求し、興味を引くようなタイトル及びテーマを提案す

ること。

(2) 企画・計画

- ・来場者数は200名以上を目標としており、事前申込の必要性を含めて検討・提案し、県と協議のうえ実施すること。
- ・フェアのタイトル、開催日時、開催場所、プログラム、広報手段、開催当日までのスケジュールの他、実施に係る準備や当日の流れなどを記載した計画書を開催日の50日前までに作成すること。

(3) 会場等の手配

- ・会場選定から予約、調整、利用料金の支払いまで、受託者が全て行うこと。
- ・会場選定にあたっては、交通アクセスが良く、200名程度を収容できる屋内の会場とすること。また、メインイベントの実施、介護団体のPRブース（5ブース程度）の設置が可能なスペースを確保すること。
- ・開催日時及び会場の選定については、事前に県と協議のうえで決定すること。
- ・フェアの運営に必要な機材や物品等は、受託者が手配すること。

(4) 募集・集客

- ・介護への関心の高低にかかわらず幅広く集客できるよう、効果的な周知・広報を実施すること。
- ・開催案内用のチラシを1種類以上制作し、チラシを来場対象者に配布すること。また、各種広報媒体（例：市町の広報誌、WEB等）に広告を掲載することにより、フェアへの集客を図ること。
- ・集客のための工夫や自らが有するノウハウ等について、提案すること。

(5) 当日の運営

ア 当日配布資料の作成

- ・会場内レイアウト、プログラム等の当日配布資料を作成すること。なお、想定される来場者数分に加え、出展団体分及び予備を用意すること。

イ 会場の設営・装飾・撤去

- ・当日の会場設営や来場者受付等を行うのに十分な人数のスタッフを配置し、準備、フェア開催中の対応、撤収等を行うこと。
- ・会場内において、来場者に介護の魅力が十分に伝わるようなPRや装飾等を実施すること。
- ・介護団体のPRブースの設置に必要な備品（机や椅子等）の準備、電源・ネットワークの確保について、受託者が手配すること。
※PRに使用する物品（PR資料、のぼり、介護ロボット等）については、介護団体が各自で準備・搬入・設置・撤去することとする。

ウ メインイベントの実施

- ・メインイベントの進行に必要なスタッフを配置すること。なお、メインイベントの出演者（司会、ゲスト等）の出演の手配から、当日の段取りの調整、出演料の支払いまで、受託者が全て行うこと。

エ KPI（事業目標）の設定と効果測定

- ・イベント等の参加者数など、具体的なKPI（数値目標）を設定すること。

- ・イベント等の効果測定については、アンケートを必ず実施し、事業の効果検証を行うこと。アンケートは、個人情報の収集目的を説明し、アンケートの利用目的及び第三者への提供など必要な項目について、本人の同意を得たうえで収集すること。

オ 来場者数等の集計

- ・フェアへの来場者及び各ブースへの訪問者数を集計し、フェア終了後3日以内に県へ報告すること。このうち、来場者数については、フェア当日の終了後、速報値を速やかに県に報告すること。

(6) 報告書の提出

終了後1ヶ月以内に、以下の内容を記載した報告書を提出すること。

- ・周知、広報の実績
- ・フェアの概要及び当日の写真データ
- ・アンケート集計結果
- ・フェアの実施効果や課題、改善案等
- ・その他、県が指示するもの

5 業務完了報告

本業務が完了した時は、業務の実績を取りまとめた事業報告書に所要経費の根拠書類を添付し、事業終了後翌日から起算して10日後または契約期間満了日のいずれか早い日までに、紙媒体で2部、データを入れた電子記憶媒体1部を県に提出すること。

6 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、委託者と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

7 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

委託者は、必要に応じ、本業務の進捗及び事業費執行の状況について、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

(3) 再委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再

委託の金額等について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。再委託を認めた場合、受託者が再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合がある。

(4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類について、受注者は、パワーポイント・Word・Excel形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

(5) 遵守すべき法令等

- ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）等の関係法規を遵守すること。
- イ 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- ウ 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- エ 受託者は、その他関係法令を遵守すること。
- オ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟及び調停については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(6) 著作権等

- ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、三重県に帰属するものとする。
- イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。
- ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。
- エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

- カ 三重県は著作権法第20条第2項第号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- キ 受託者は、上記イ又はウに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- ク 前項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。
- サ 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。
- シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。
 - (ア) 成果品を侵害のないものに改変すること。
 - (イ) 三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。
- ス 前2項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

(7) 留意事項

- ア 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 委託者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

- イ 受託者がアの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- ウ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除 措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- エ 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- オ この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。
- カ その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

8 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部長寿介護課 介護人材確保班

担当：渡邊、河内

電話番号 059-224-2262

ファックス番号 059-224-2919

メールアドレス chojus@pref.mie.lg.jp